

姫路市統計調査支援システム導入業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年3月

姫 路 市

1 募集の概要

統計法に基づく基幹統計調査を実施するにあたり、登録調査員や調査区データを継続的に管理していく必要がある。本業務は、令和7年国勢調査を機に、調査員情報や調査区情報を総合的、かつ、一元的に管理できる統計調査支援システムを導入することを目的とする。

〔業務期間〕

契約日から令和8年3月31日。令和7年度中は、システム導入とともに、導入後の運用支援を求める。令和8年度以降は、令和10年度末までのシステム利用の継続を想定しており、単年度ごとのシステム保守契約の締結を予定している。

2 参加資格

参加表明をする者（以下「参加表明者」という。）は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を全て満たしていなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しないこと。
- (3) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定。以下「暴力団排除要綱」という。）第3条に定める排除対象業者に該当しないこと。
- (4) 姫路市税（以下「市税」という。）、消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者であること。
- (5) 次の全てに該当すること。

ア 公告の日において競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号）により業者登録名簿に登録された者（以下「登録業者」という。）である場合、姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定。以下「指名停止等措置要綱」という。）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

イ 指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合において同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当しないこと。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。以下同じ。）がなされていないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (8) 他の参加表明者との間に次のアからウまでのいずれにも該当しないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第

64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ その他適正な業者選定手続が阻害されると認められる関係

次のいずれかに該当する2者の場合をいう。

(ア) 組合とその組合員の関係にある場合

(イ) 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦の関係にある場合

(9) 参加表明者が、公告の日において登録業者でない場合、公告の日の3年前の日から当該公告の日の前日までの間において、指名停止等措置要綱別表第1中「登録業者」とあるのを「参加表明者」に読み替えた場合に同表及び同要綱別表第2に掲げる措置要件に該当した事実がないこと。ただし、当該措置要件に該当した事実について、姫路市長から指名停止を受けた場合を除く。

(10) 平成31年4月1日以後に完了した、地方公共団体が発注した、国勢調査に対応する統計調査支援システム導入業務（ただし、調査区地図など地図情報のみで調査員情報等との連携のないシステムは除く）の履行実績を元請として有すること。

3 プロポーザルに関する担当部局等

(1) 担当部局

姫路市 デジタル戦略本部 デジタル戦略室 統計解析室（以下、統計解析室という。）

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 (079) 221-2208

FAX (079) 221-2161

(2) 契約条項を示す期間及び場所

契約条項を示す期間	令和7年（2025年）3月27日から 令和7年（2025年）5月26日まで 本市の休日（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日をいう。以下同じ。）を除く。
閲覧の場所	統計解析室

4 プロポーザル実施に係るスケジュール

	項目	日時
1	公告及び要求水準書等の公表	令和7年3月27日
2	参加表明手続の提出書類の受付期限	令和7年4月9日
3	参加資格確認結果の通知	令和7年4月11日
4	プロポーザルに関する質問受付期限	令和7年4月18日
5	プロポーザルに関する質問への回答	令和7年4月24日
6	提案資料提出書類の受付期限	令和7年5月9日
7	契約候補者の特定	令和7年5月16日
8	契約候補者の通知	令和7年5月19日
9	契約締結予定及び審査結果の公表	令和7年5月26日

5 参加表明手続及び参加資格の確認

(1) 参加表明者は、次の方法により参加表明手続を行い、第2項に規定する参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、参加表明手続の際に受領した提出書類については返却を行わない。

ア 提出書類

(ア) 参加表明書(様式1-1)

(イ) 履歴事項全部証明書(令和6年12月27日以降に発行された最新のもの(写し可))

(ウ) 業務実績調書(様式1-2)

(エ) 姫路市税の納税証明書(一般競争入札参加用)(公告日以後に発行されたもの(写し可)、市税の納税義務がある場合に限る。)

(オ) 国税の納税証明書(税務署様式その3の3)(公告日以後に発行されたもの(写し可))

イ 提出部数

1部

ウ 参加表明手続に必要な書類を示す期間及び場所

参加表明書等 配布期間	令和7年(2025年)3月27日から 令和7年(2025年)4月9日まで 本市の休日を除く
閲覧の場所	統計解析室 〔参加表明者は、姫路市ホームページに掲載する参加表明手続及び提案 手続に必要な様式等を、必要に応じてダウンロードし、使用すること。〕 https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000030063.html

エ 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認できるものによること。

オ 提出場所

統計解析室

カ 提出期間(参加表明受付期間)

令和7年4月7日午前9時から同月9日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし(受付期間最終日を除く。)、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。持参の場合は、あらかじめ電話にて提出の日時を連絡の上、持参すること。

(2) 参加資格の確認結果

ア 参加資格の確認結果は、令和7年4月11日までに参加資格確認通知書を電子メールで送付することで通知する。なお、参加資格の確認日は参加表明受付期間最終日とする。

- イ 参加資格がないと認められた者には、参加資格確認通知書にその理由を記載する。
- ウ 参加資格がないと認められた者は、市に対して参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができる。その場合は、令和7年4月18日正午までに、参加資格がないと認められたことに対する説明請求を書面（様式は任意）により統計解析室に提出すること。市は、期日までに当該請求があった場合は、請求者に対し速やかに回答する。

6 事業概要に関する説明会

説明会は、行わない。

7 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 第5項の規定により参加表明手続を行い、参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）に限り、次の方法によりこのプロポーザルに関する質問をすることができる。

- ア 提出書類

質疑書（様式2）

- イ 提出方法

質疑書に質問事項の他必要事項を入力し、電子ファイルの名前を参加者の商号又は名称に変更の上、当該電子ファイルを次の「ウ 提出場所（送信先アドレス）」宛てに電子メールで送信すること。（ファイル形式はMicrosoft Excelとする。）

- ウ 提出場所（送信先アドレス）

toukei@city.himeji.lg.jp

- エ 提出期限

令和7年4月18日午後4時まで

- (2) 質問に対する回答は、次により行う。

- ア 回答開始日時

令和7年4月24日午後2時から

- イ 回答方法

質問のあった項目すべてについて、参加者全員に対してメールにて回答を送付する。

- (3) その他

- ア 質問及び質問に対する回答は、姫路市ホームページに掲載する要求水準書の追加又は修正事項とする。

- イ 質問が次項第1号に定める提案資料の評価に関する内容である場合は、回答をしないことがある。また、質問の内容に参加者を特定できる記載があるときは、回答をしない。

- ウ 質問者名は公表しない。

8 提案資料提出手続

参加者は、次の方法により提案資料を提出しなければならない。

- (1) 提出書類（提案資料）

姫路市ホームページに掲載する「姫路市統計調査支援システム導入業務委託提出書類（提案資料）」の提出書類一覧に掲げる書類一式

(2) 提出部数

前号に掲げる提出書類一覧に記載する提出部数のとおり。

なお、様式5（各添付資料を含む。）には、参加者が特定できるような表示及び記載のないものとする。

(3) 提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送の場合は、書留郵便等配達記録の確認ができるものによること。

(4) 提出場所

統計解析室

(5) 提出期間（提案受付期間）

令和7年5月7日午前9時から同月9日午後4時までとする。

なお、持参により提出する場合の受付時間は、本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとし（提出期限最終日を除く）、郵送により提出する場合は、提出期間最終日の午後4時必着とする。

(6) その他

ア 提案資料を提出した参加者（以下「提案者」という。）が特定できるような表示及び記載等は一切認めない。提案者が特定できるような記載がある場合は、失格となることがある。ただし、様式に提案者名の記載を指定している欄については、この限りではない。なお、システム導入にあたり利用するパッケージ商品がある場合は、その名称を提案書には記載せず、任意様式の別紙にて提出すること。

イ 提案者につき提案資料の提出は、1件とする。

ウ 提案資料の作成に当たっては、要求水準書の内容を確認し、要求水準に基づき作成すること。

エ 提案資料の提出後において、資料の差替えは認めない。

オ 提出された提案資料は、一切返却しない。

カ 提出された提案資料は、本業務の契約候補者の特定の過程で必要に応じて複製する場合がある。

キ 提出された提案資料は、本業務以外の目的で使用しない。

9 提案資料の審査及び契約候補者の特定

(1) 審査及び契約候補者の特定方法

ア 審査は、前項の規定により提出のあった提案資料を次号に基づき評価し、提案者毎に総合評価点を算出する方法による。

イ 提案に関する評価は、姫路市統計調査支援システム導入業務委託プロポーザル審査委員会において実施する。

ウ 審査の過程において、提案資料に係る質問をする場合がある。その場合は、1営業日以内に回答を求める。なお、ヒアリングは実施しないものとする。

エ 審査の結果、総合評価点の最も高い提案者を契約候補者とする。

オ 契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上ある場合は、それらの者のうち、提案等に関する評価点の最も高い者を契約候補者とする。提案等に関する評価点の最も高

い者がなお2者以上ある場合は、事業費（受託希望金額）の最も低い者を契約候補者とする。事業費（受託希望金額）の最も低い者がなお2者以上ある場合は、それらの者の中から、くじにより契約候補者を特定する。

(2) 評価項目及び評価基準

ア 提案等に関する評価

評価項目		評価基準	配点																
業務経歴	システムの導入実績	<p>本業務で導入予定の統計調査支援システムについて、地方公共団体への導入実績は豊富か。ただし、対象とする導入実績は、調査区地図など地図情報のみで調査員情報等との連携のないシステムは除き、令和7年3月1日時点で稼働中又は導入後の保守契約が継続しているものとし、最大5件とする。なお、参加表明手続の際に業務実績調書に記載した実績を記載しても差し支えない。実績1件あたりの評価点は次の計算式による。</p> <p style="text-align: center;">【 導入先の人口規模 × 契約期間 】</p> <p>その上で、各実績の評価点の合計点に3/4を乗じたものを得点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 導入先の人口規模の配点 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>50万人以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>30万人以上50万人未満</td> <td>1.7点</td> </tr> <tr> <td>10万人以上30万人未満</td> <td>1.2点</td> </tr> <tr> <td>10万人未満</td> <td>1点</td> </tr> </table> 契約期間の配点 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>7年度以上</td> <td>2点</td> </tr> <tr> <td>5～6年度</td> <td>1.7点</td> </tr> <tr> <td>3～4年度</td> <td>1.2点</td> </tr> <tr> <td>1～2年度</td> <td>1点</td> </tr> </table> <p>* 契約期間は、同一システムでのものとする。当初、システムAを納入し、バージョンアップ等により現状でシステムA'が稼働している場合は契約期間が継続していると考え。一方、途中でシステム変更があり現状でシステムBが稼働している場合は、Bのみの契約期間で考える。</p>	50万人以上	2点	30万人以上50万人未満	1.7点	10万人以上30万人未満	1.2点	10万人未満	1点	7年度以上	2点	5～6年度	1.7点	3～4年度	1.2点	1～2年度	1点	15点
	50万人以上	2点																	
30万人以上50万人未満	1.7点																		
10万人以上30万人未満	1.2点																		
10万人未満	1点																		
7年度以上	2点																		
5～6年度	1.7点																		
3～4年度	1.2点																		
1～2年度	1点																		
提案	(1) 業務実施方針	<p>導入予定システムの特徴は、業務ごとに管理しているデータを一元管理化することによって業務の効率化を目指すという、本市がシステム導入に期</p>	10点																

内 容		待するものに適したものか。	
	(2) 業務実施体制	システム導入時、また、その後の運用支援の体制は効果的なものか。	10点
	(3) 業務計画	要求水準書を踏まえた上で、運用開始までのシステム導入計画は実現可能で効果的なものか。	15点
	(4) 情報の登録・管理・連携	多くの情報を負担なく扱えるか。また、作業段階ごとに、行う操作が分かりやすい画面設定となっているか。	10点
		調査員情報、調査区情報それぞれの操作画面から他方の情報を参照できるなど、一元管理された2つの情報を効率的に参照できるか。	10点
		調査区データの新規作成は容易であるか。データの編集時には、調査区の変形・分割・結合は容易であり、隣接する調査区の変形等も同時に行うことができるか。	10点
		これまで本市がMicrosoft Access上で管理してきたデータを新システムへ移行すること。また、総務省貸与データ（調査区設定時の「基本単位区境界データ」及び背景として用いる「デジタル地図」）の取り込みをすること。その上で、これら移行・取り込みしたデータの活用は容易か。	10点
	(5) システムデータのセキュリティ確保	要求水準書5（6）に示すセキュリティ対策とともに、システムとしてのセキュリティ対策、また、権限の異なるユーザーごとのセキュリティ対策は有効なものか。	10点
	(6) 各種調査へのシステム機能の対応性	国勢調査に限らず経済センサス等の各種基幹統計調査に対応可能なシステム機能になっているか。	10点
	(7) 導入翌年度以降にも運用継続した際の保守内容	国勢調査実施年度以外でも、保守・運用支援体制は十分なものか。また、国による調査手法の変更等によりシステム改修が生じた際の対応はどのようになるか。	10点
初年度の事業費に比して導入翌年度以降の保守費用が過大になっていないか。 次ページの「イ事業費（受託希望金額）に関する評価」で対象とする「事業費（受託希望金額）」をA、「令和8年度から令和10年度まで単年度の保守契約を継続する場合に想定される3年間の合計の保守費用（税抜）」をMとし、初年度の事		20点	

		<p>業費と3年間の保守費用との比率を$R = A / M$とする。つまり、</p> $R = \frac{\text{令和7年度の費用}}{\text{令和8年度～令和10年度の3年間の費用}}$ <p>として考える。</p> <p>最も大きな比率R'を示した提案者を第1位として満点である20点を付与し、その他の提案者の評価点は、当該提案者が示す比率Rを第1位の比率R'で除した数を20点に乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の比率Rについては評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。計算式は次のとおり。</p> <p>【$20 \text{点} \times (R / \text{最も大きな比率} R')$】</p> <p>なお、姫路市が想定する保守費用の上限の目安は、姫路市公告第100号第1項第5号に定める提案上限金額の1/3程度の金額である。また、ここで示された保守費用（単年度保守契約を継続した場合の保守費用）はあくまでも想定される金額であるため、保守契約を締結する際には、契約金額について協議を行う。</p>	
その他	追加提案	<p>要求水準に記載していない項目で追加の提案がある場合、その内容は統計調査業務の効率を高めるものになっているか。なお、この追加提案は、提案事業費（受託希望金額）の範囲内で実現できるものとする。</p>	10点

※1 評価基準内で評価点の算出方法を示しているものを除き、下表のとおり5段階評価にて項目ごとに評価点を算出する。

評価	判断基準	得点化方法
A	当該項目に関して特に優れている	各項目の配点×1.00
B	AとCの中間程度	各項目の配点×0.75
C	当該項目に関して優れている	各項目の配点×0.50
D	CとEの中間程度	各項目の配点×0.25
E	要求水準を満たしている程度	各項目の配点×0.00

イ 事業費（受託希望金額）に関する評価

前項第1号に定める提案資料の様式6に記載された受託希望金額を対象として、次の方法により評価点を算出する。なお、この金額は、導入に係る費用と初年度の運用・保守費用を含むものとする。システム利用に対するライセンス使用料が必要な場合は、ライセンスが必要となる各年度の保守費用に計上すること。ただし、使用想定期間中のライセンス使用料を一括払いできるものは、初年度の保守費用を含む本事業費（受託希望金額）に計上すること。

各提案者から提案された事業費（受託希望金額）のうち、最低の金額を示した提案者を第1位として、事業費（受託希望金額）に関する評価点の満点である25点を付与し、その他の提案者の評価点は、25点に第1位の受託希望金額と当該提案者が示す受託希望金額との比率を乗じて得た数とする。ただし、提案資料提出から契約締結日までの間に失格又は本プロポーザルから辞退した提案者が現れた場合、当該提案者の受託希望金額については評価点の算出対象から除外した上で、評価点を算出する。

$$25 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{全提案中最低の受託希望金額}}{\text{事業費（受託希望金額）}} \right)$$

ウ 総合評価点

提案等に関する審査員全員の評価点の平均点と事業費（受託希望金額）に関する評価点の合計により算出する（満点175点）。なお、総合評価点算出後に前記イただし書に該当する事例が発生した場合には、事業費（受託希望金額）に関する評価点を再算出した上で、総合評価点を再度算出する。

(3) その他

ア 提案者が1者の場合でも、提案資料の審査を実施する。

イ 提出された提案資料を審査した結果、いずれの提案も要求水準書で示した要求水準等を満たしていないと判断した場合は、契約候補者の特定を行わないことがある。

ウ 審査の経過に対する問合せには、応じない。

エ 契約候補者の特定を令和7年5月16日に行う。特定された契約候補者への連絡は、口頭又は電話連絡により通知するものとする。また、契約候補者とならなかった提案者については、その旨を別途書面で通知する。

オ 特定された契約候補者は、本市が指定する期日までに、本件業務の見積書を統計解析室に提出すること。

カ 契約相手方名、契約予定日、契約金額及び審査結果については、令和7年5月26日を目途に姫路市ホームページに掲載する。

キ 審査の経緯については、一切公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては一切受け付けない。

10 契約の方法

(1) 審査の結果、特定した契約候補者と契約の締結交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。

- (2) 契約候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は、契約候補者が決定するまで次順位の者を繰り上げて、その者を契約候補者として契約の締結交渉を行う。この場合において、次順位以降に契約候補者となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、前項第1号オと同様の方法により契約候補者を特定する。
- (3) 提案資料は、契約書の一部とする。
- (4) 契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）第29条の規定を適用する。

1 1 参加の辞退に関する事項

- (1) 参加表明者は、第9項第1号オの規定により行うくじの対象者に該当する場合を除き、契約候補者が特定されるまでの間は、いつでも参加を辞退することができる。
- (2) 参加を辞退する場合は、辞退届を書面（様式は任意）により統計解析室に持参又は郵送（書留郵便等、配達記録が確認できるものに限る。）で提出すること。
なお、辞退届を提出した後は、辞退届を撤回することはできない。

1 2 失格に関する事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 第2項各号に定める参加資格要件を満たしていない者
- (2) 提案資料を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に故意に虚偽の記載をした者
- (4) 提案手続において姫路市公告第100号第1項第5号に定める提案上限金額を超える金額を請負希望金額として提案した者又は0円以下の金額を請負金額として提案した者
- (5) 要求水準書に重大な違反のある提案をした者
- (6) その他このプロポーザルの条件に違反した者

1 3 著作権等

- (1) 提案資料の著作権は、提案者に帰属する。ただし、このプロポーザルに関する公表その他本市が必要と認めるときには、本市は提案資料の全部又は一部を提案者の承諾を得ずに無償で使用できるものとする。
- (2) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている方法等を提案に使用した結果生じた責任は、原則として提案者が負うものとする。

1 4 プロポーザルの参加に要する費用負担

提案資料の作成等、このプロポーザルの参加に要する費用は、参加表明者の負担とする。

1 5 その他

- (1) 契約候補者が正当な理由なく契約の締結を辞退した場合は、本市は契約候補者に対し、指名停止を行うことがある。
- (2) 契約候補者について、契約締結までの間に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさ

なくなった場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル
手続における不正行為が判明した場合は、本市は、契約候補者との間で契約を締結しない
ことがある。この場合、本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。

- (3) 契約候補者について、契約締結後に、第2項各号に定める参加資格要件を満たさなくな
った場合、これを満たしていなかったことが判明した場合、及びこのプロポーザル手続に
おける不正行為が判明した場合は、本市は、当該契約を解除することができる。この場合、
本市は契約候補者に対する損害賠償義務を負わない。
- (4) 契約候補者は、契約締結までに暴力団排除要綱様式第3号に定める暴力団排除に関する
誓約書を提出しなければならない。
- (5) 参加者が参加表明手続及び提案手続等で提出した書類に故意に虚偽の記載をした場合そ
の他このプロポーザル手続における不正行為が判明した場合は、本市は当該参加者に対し、
指名停止を行うことがある。
- (6) 審査結果について、契約締結後に、別紙7の形式により、各評価項目及び評価基準の得
点について公表を行う。なお、提案者が2者の場合は、姫路市情報公開条例第7条第2号
の規定に基づき契約候補者とならなかった者の点数を非公表とする。